

## ◇利用にあたって

### ■ 利用上の注意

- (1) 公表された「2020年農林業センサス」（農林水産省）の結果を基に、西条市の概要をまとめたものです。
- (2) 数値の単位未満は、原則として四捨五入しています。したがって、総数と内訳の計とが一致しない場合もあります。
- (3) 統計表中の符号は次のとおりです。
  - 「0」…単位未満（四捨五入後）
  - 「-」…該当なし
  - 「△」…マイナス
  - 「X」…秘匿扱いのもの

### ■ 用語の説明

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>① 露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr><td>② 施設野菜栽培面積</td><td>350 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>③ 果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>④ 露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>⑤ 施設花き栽培面積</td><td>250 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>⑥ 搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦ 肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧ 豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨ 採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪ その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）</p>	① 露地野菜作付面積	15 a	② 施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>	③ 果樹栽培面積	10 a	④ 露地花き栽培面積	10 a	⑤ 施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>	⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧ 豚飼養頭数	15 頭	⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50万円に相当する事業の規模
① 露地野菜作付面積	15 a																						
② 施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>																						
③ 果樹栽培面積	10 a																						
④ 露地花き栽培面積	10 a																						
⑤ 施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>																						
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧ 豚飼養頭数	15 頭																						
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50万円に相当する事業の規模																						

農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（１）、（２）又は（４）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（３）又は（５）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
法人化している （法人経営体）	「農林業経営体」のうち法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人をいい、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした</p> <p><b>経営耕地の取扱い方</b></p> <p>(1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>(4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>(5) 調査期日前 1 年間に 1 作しか行われなかった耕地で、その 1 作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。</p> <p>なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地と</p>

	<p>はせず、協業経営体の経営耕地とした。</p> <p>(8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。</p> <p><b>耕地の取扱い方</b></p> <p>(1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。</p> <p>(2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。 しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。</p> <p>(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。</p> <p>(4) 宅地内でも1 a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。</p> <p>(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。なお、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。</p> <p>(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。 なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。</p> <p>(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。</p> <p>(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。</p> <p>(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。</p>
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。</p>

	<p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稲を作っていても畑とした。</p>
畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p> <p>なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
農業従事者	<p>15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。</p>
基幹的農業従事者	<p>15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。</p>
保有山林	<p>自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。</p> <p>保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林</p>
農家	<p>調査期日現在で、経営耕地面積が10 a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。</p> <p>なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が30 a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が30 a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。</p>